

三重県立看護大学 電子情報安全対策基準

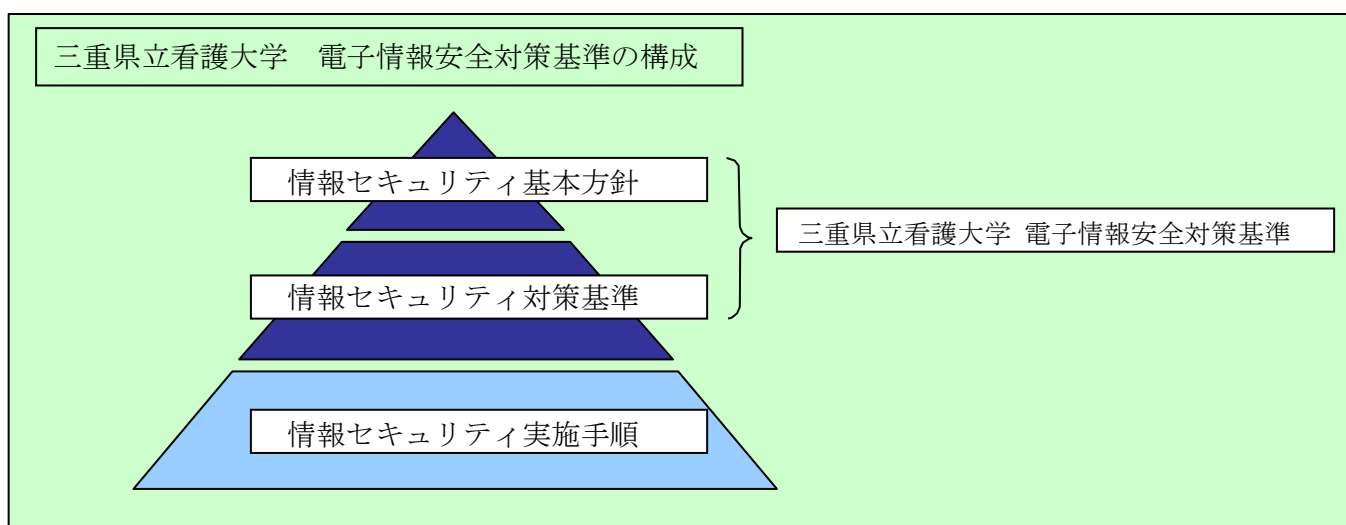
情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

公立大学法人三重県立看護大学（以下、本学という。）の情報システムが取扱う情報には、学生・保護者等の個人情報のみならず本学の運営上重要な情報など、学外に漏洩等した場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御し、本学の財産、プライバシー等を守るとともに、業務の安定的な運営を行い、学生・保護者等からの信頼の維持向上を図るため、三重県立看護大学電子情報安全対策基準（以下、「本基準」という。）を定める。

このうち、本基準の対象、位置付け等基本的な事項について「情報セキュリティ基本方針」に定めるものとする。



## 2 定義

### (1) ネットワーク

本学が組織として管理する通信網、通信関連機器、配線をさす。

### (2) 情報システム

ソフトウェア、ネットワーク、及び外部記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全てのデータをいう。

### (4) 機密性

許可された者のみが情報にアクセスできる状況を保持し、第三者に知られてはいけない情報が漏洩するのを防止することをいう。

### (5) 完全性

情報の一部が欠如したり、全部又は一部が改ざんされることのないようにすることをいう。

### (6) 可用性

許可された利用者が必要な情報にアクセスできる状態を保持することをいう。

## (7) 情報セキュリティ

情報資産の機密性・完全性・可用性を維持することをいう。

### 3 本基準の位置付けと職員及び外部委託事業者等の義務

本基準は、本学が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、電子情報に関する情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。

したがって、理事長をはじめとして本学が所掌する情報資産に関する業務に携わる全ての教職員及び外部委託事業者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって本基準を遵守する義務を負うものとする。

### 4 情報セキュリティ管理体制

本学の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

### 5 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

### 6 情報資産への脅威

本基準を策定するうえで、情報資産を脅かす脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

脅威一覧

脅威の種類	脅威の詳細
災害	火災、落雷、地震、風水害、その他災害等
障害	コンピュータシステム障害、諸設備の障害（電源設備への配慮、安定した電源供給）、ネットワーク障害等
人的エラー	ソフトウェアのミス、データ入出力エラー、その他運用管理ミス等
不正／犯罪	ソフトウェアの不正、不正アクセス、データの改ざん／削除、不正操作、不正流出、機器・設備の損壊／動作障害等

### 7 情報セキュリティ対策

上記6で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

#### (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等

から保護するために物理的な対策を講ずる。

## (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等に本基準の内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

## (3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策、また、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、本基準の遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。

また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための事後管理対策を講ずる。

## 8 情報セキュリティ対策基準の策定

本学の様々な情報資産について、上記7に規定する情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本学の運営に重大な支障を及ぼす恐れのあることから非公開とする。

## 9 情報セキュリティ実施手順の策定

本学が組織として管理する情報システム及びネットワークの管理者は、上記8に規定する情報セキュリティ対策基準に基づき、当該情報システムに関する情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本学運営に重大な支障を及ぼす恐れのあることから非公開とする。

## 10 情報セキュリティ監査の実施

本基準が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施する。

## 11 評価及び見直しの実施

情報セキュリティ監査の結果等により、本基準に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、本基準の見直しを実施する。

## 附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。